



お役立ち情報を毎週配信致します！是非ご活用ください！

高山市事業継続応援給付金について再案内

高山市では、**県独自の一時支援金が行き届かない事業者**に対して高山市事業継続応援給付金を支給し、事業の継続を支援します。下記の要件にあてはまる事業者様で申請支援が必要な方は商工会までご連絡下さい。

対象事業者

- ① 対面販売・対面サービス事業者(高山市内において市民や観光客などの一般消費者に対し、対面での商品販売もしくはサービス提供又は同時に多数の者に対しサービス提供を行っている事業者)
- ② 観光関連事業者(高山市内において、主に観光客を対象とした商品販売又はサービス提供を行っているもので、1.に該当しない事業者)
- ③ 取引事業者(高山市内において、1.または2.の事業者に経常的な商品販売又はサービス提供を行っている事業者)

対象事業者となりうる業種

理容業・美容業・自動車販売業・ガolinスタンド・対面販売・対面サービスを行っている小売業、生活関連サービス業(エステ・整体等)、アルコールを提供していない飲食店など

対象条件

令和3年5月または6月の売上高が前年または前々年と比較して **10%**以上減少している。

対象外事業者

以下の岐阜県による時短要請協力金や一時支援金の支給対象者でない(受給の有無を問わない)

- ・ 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第5弾)
- ・ 岐阜県「酒類の提供停止」「カラオケの利用自粛」の要請により影響を受ける事業者への支援金
- ・ 岐阜県酒類納入事業者支援金
- ・ 岐阜県タクシー事業者及び自動車運転代行事業者支援金
- ・ 岐阜県内宿泊事業者支援金

⇒ **よって宿泊業(民泊除く)・アルコールを提供している飲食店、酒類納入業者は対象外となりますのでご注意ください。**

国の支援金等との併用について

※国の月次支援金や一時支援金との併給は可能です。

支援内容

1 事業者あたり1 回限り 10 万円 を給付します。

申請期間

7 月 7 日水曜日から 9 月 30 日木曜日まで(当日消印有効)

提出書類

下記から公募要領・申請様式をダウンロードしてください。

<https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000067/1012355/1015587.html>

★電子申請も可能となりました。

メールアドレスが必要です。

<https://logofom.jp/form/kHVi/18021>

お問合せ

高山市役所 本庁地下1階 新型コロナウイルス総合窓口内

事業継続応援給付金係 **電話:0577-35-3183** **ファクス:0577-35-3184**

受付時間:午前9時~午後5時(平日のみ)

各支所 基盤産業課でもご相談に応じますのでご連絡下さい。

給付金サイト

